慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	エメット・S・レッドフォード著『行政国家における民主主義』
Sub Title	Emmette S. Redford, Demccracy in the administrative state
Author	根岸, 毅(Negishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.2 (1970. 2) ,p.121- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700215-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

して定めることをしなかつた故に、彼の時点でメディチ家の支配が伝統型として定着したとは考えられない。むしろ、メディチ家末期の人々が聖職貴族、あるいは真正貴族としてのウルビノ公、フローレンス公、トスカナ大公等に昇華した時点を、メディチ家の支配が伝統的支配類型として確立した時点としたい。

本書を通じて、イタリア都市の歴史が政治学的に興味のある事実であり、殊にメディチ家、ボルジア家の盛衰史は政治理論、政治史の研究対象として大きな意味を有することが判明した。本書の如き研究は、従来の日本の学界において盲点として残されていたものであり、今後究明さるべき対象であろう。この意味において、本書の価値は無視されぬものであろう。しかし、中世イタリア研究が如何に困難なものであるかを、本書は計らずも明らかにした。それは、本書がさながら複数の著者によつて書かれたかと思われる位、問題点を多くはらんでいる点で象徴的に示されている。ここに内包されている数々の問題が今後解明さるべき事柄なのである。例えば政治学的には、著者が区別せずに使用した「戦争」と「闘争」の概念を明確化し、コンムーネ内の闘争とコンムーネ間の戦争との間における因果関係を究明することは、実りの多いものであろう。

最後に蛇足を加えるとすれば、著者は「牧師」なる言葉を使用しているが(一五一頁)、これは宗教改革期以後のプロテスタント的聖職者を表示する言葉であつて、ローマ・カトリックの聖職者に適用すべきではない。これは、些細なことではあるがヨーロッパ文化理解の深浅を象徴するものである故、イタリア・ルネッサンスを研究する者としては注意さるべきであろう。

(風間書房・四三五頁・三四〇〇円・昭和四四年)

(鷲見　誠一)

Emmette S. Redford, Democracy in the Administrative State

New York, Oxford University Press, 1969, x+211 pp.

エメット・S・レッドフォード著

『行政国家における民主主義』

本書はR・C・マーティンが編集にあたる「行政と民主主義」シリーズのひとつとして刊行されたもので、著者エメット・S・レッドフォードはテキサス大学の政治学教授であり、かつてアメリカ政治学会の会長をつとめたことがある。

本書の目的は「行政国家における民主主義の可能性」の問題に光をあてること、いいかえれば行政国家の諸活動と民主主義の「アメリカ的理想」をつき合せてみることによつて、その両者の調和点を見つけようというところにある。そのために著者は、まず民主主義の原理の本質的要素を明らかにし、その実現が具体的な政策の遂行

においてどんな困難に直面するかを考察する(I. Democratic Morality, Public Policy, and the Political System)ことから始め、つぎに行政国家の実態分析を行い、そこで、行政国家の運営に作用する影響力の集中・分散の要因(II. Reflections on the Administrative State)、行政国家としてのアメリカ合衆国の連邦政府において政策の形成とその遂行がどう行われているかの問題(III. Interaction in the National Administrative System; IV. Micropolitics and Subsystem Politics; V. The Macropolitical System)および行政の対象としての人間・行政を動かすものとしての人間の問題(VI. Man as Subject of Administration; VII. Man as Worker in Organization)を考察して、最後に以上の分析を基礎に著者が考える「実現可能な民主主義」の構想を示している(VIII. The Administrative State in Perspective)。このような著者の試みの評価についてはつぎに詳しく論ずるが、まずここでは、本書の第二章から第七章までが現在のアメリカ行政学(Public Administration)の成果をひとつの視点から手際よくまとめたものとして、高く評価されるべきであることを指摘しておく。

レッドフォードは民主主義の問題を主として過程の問題としてとらえるが、それは緊張のコントロールといったような形態としてではなく、それの「民主主義に関しての、過程に外在する前提との関連性」として理解される。その前提とは、㈠個人の価値の実現、㈡個人の価値の平等な承認、および、㈢前二者保全のための政治への普遍的な参与である。

これら三点が実際の政策遂行の段階で実現されるとなると、そこにはいろいろな問題が生じて来る。まず、㈠個人の価値の実現――自己開発の機会という点に関しては、「政策が多くの人びとによって共有される、人格実現の必要条件とかかわり合いをもつ」ことから問題が出てくる。つまり、協働的活動が行われざるをえないにもかかわらず、人によって利害が異なったり、同じ利害を共有する人の間にもその利害関係の内容に違いがあることが指摘される。つぎに、㈡個々人の価値は平等であるという点に関しては、少数派の利害が問題となる。「民主主義理論の具体的な政策争点への適用においてもっとも解決の困難な問題は、利害の量の相違(difference in quantity of interest)から生れる。‥‥民主主義の原理は、政策立案者に『すべての人の利害は妥当性を持つ』という一般的な答を与えてくれるが、利害の量が同じでない場合には、これは充分な現実の基準とはならない。さらに、具体的状況に利害の量の差が存在するということは、多数決に加えて他の民主主義の方法に注意を向けることを余儀なくさせる。」「頭数だけでは公正を期せるものではないであろう。」と著者は指摘する。この「利害の量」の差とは、㈠で指摘された利害の内容の違いのことであるといってよい。さらに、㈢政治への普遍的な参与に関しては、「利害の量と参与を相等しくすること」が問題となる。つまり、「政策の対象となる具体的な状況において、利害の量が多ければそれだけ考慮される権利はより大きくて当然だという仮定が妥当なものだとすれば、民主主義の原理は平等でない参与、つまり頭数からみれば不平等な権力への接近の仕方を要求するであろう。」ということ、いいかえれば、多数

決的決定方法への疑問が指摘されてくる。

要するに、著者が指摘している民主主義の原理の実現の際に生ずる主要な問題は、量的な差のある利害が多数決という頭数をかぞえる方法をもつてしてはよく代表されえないという点である。それでは、著者のいう「利害の量」とはなになのか。そして、著者は「利害の量」の差を考慮に入れながら、人びとの利害がいかに代表されると考えているのであろうか。

著者は利害（interest）を、客観的なものとしての必要（need）と主観的なものとしての態度（attitude）に分けて考える。また、利害のつぎのような側面も指摘される。㈠「満足の種類」（kinds of satisfaction）＝フットボールの試合を見る・交響曲を聴くの相違にもとづく区別、㈡「満足の質」（quality of satisfaction）＝満足したバカ・不満足なソクラテスの相違にもとづく区別、㈢「好みの強度」（intensity of preference）＝知覚されたものに対する純粋に内的な反応であり、「主観的なもの」と、「利害の量」（quantity of interest）＝必要の度合、特定事項に一個人が持つ利害関係の量（a measure of need, the amount of stake one has in a matter）であつて、「客観的なもの」との区別。㈢を具体例で説明すれば、「ベトナムで五人の息子が戦つている母親は・・・大きな（客観的）利害の量を持ち、また、おそらく高い（主観的）利害の強度を持つているであろう。南部の無関心な黒人は・・・多くの政策に大きな利害の量を持つが、利害の強度は低い。イデオロギー的立場から死刑廃止を熱心に唱える人は・・・利害の量は少ないが、利害の強度は高い。」ということになる。つまりレッドフォードのいう「利害の量」とは、一個人がその主観的な態度のいかんにかかわりなく持つ客観的な必要のことであり、その量的大きさのことである。著者は、この利害の種類・質・強度・量の区別をふまえた上で、現実の政策がこれらの要素の複雑に組み合さつた状況に対処するものとして形成されていると指摘し、したがつて、ただ頭数を調べるだけの多数決を「同等でない量の利害を同じものとして数える」ものとしてその有用性を限定するのである。このような立場から、著者は、㈠社会にすでに存在する一致した意見を手引きとする、㈡多数決の決定に従う、㈢利害の種類・質・強度・量の区別とそれぞれにおける差異を考慮し、政策決定機構へ個々の利害関係者が接近することによつて生れる種々の利害の間での仲介作用（the brokerage of various interests）にまかせるの三つの方法をその状況に応じて組み合せ使用することが民主主義を実現する道だと主張するのである。

以上の考えは、より具体的にはつぎのような事実認識に立ち、つぎのような形をとることになる。

レッドフォードは、「われわれは行政国家から逃れられない」と考える。行政国家化の趨勢に制限を加えようという三つの考え方、すなわち、㈠古い個人主義・自由放任主義への復帰は、「行政国家から逃れえても管理社会（the administered society）からは逃れられない」などの理由で、㈡「公・私連邦主義」（the public-private federalism）は、現状以外のなにものでもないとして、さらに、㈢裁量の余地の少ない行政の考え方は、「裁量的な行政が大量に生活の細部にまで

浸透してきている事実は大部分の政策分野において不可避である」という理由からそれぞれ否定される。

このように不可避なものとしての行政国家は、構造的専門化（structural specialization）、戦略的地位（strategic positions）、相互作用（interaction）にその制度的特色が見られるとされる。すなわち、行政国家にあつては、中央政府の三権の区分・中央地方の区別・公私の区別をこえて、政策目的別に専門の組織構造が分れてきている。また、政策決定に与えうる影響力の大きさは人によつて異なり、その影響力は専門化された構造の中の少数の人びとに集中している。さらに、政策はこのような戦略的地位にいる人びとの相互作用の中から生れてくる。したがつて、「行政国家においては、政策は専門分化した制度の戦略的地位を占める人びとの相互作用によつて生れる」と考えられる。また行政の機能は、調停的活動（adjustive activity）と指示された活動（directed activity）の二側面を持つとされる。前者は「諸利害間の調停という政治的過程の延長」と考えられる。後者は、目的・組織の設立・規則・役割の分担の形をとつて示され、「行政に期待するものについてのある程度の意見の一致に基づいた、行政の前提条件を定める」指示に拘束される側面である。したがつて、行政における調停は一定の枠をはめられたものであるという点で、政治の調停とは異なつている。「これはつぎのことを意味する。すなわち、行政には社会に役立つ二つの型の作用が含まれている。厳密な計画を立ててやれば、再検討をうけ制限されたり支持をとりつけたりするために政治レベルにさしもどされる場合を除いて、意見の一致にもとづく目標を追求する自動的・継続的かつ脱政治的な活動がえられる。より漠然とした指示を与えれば、諸利害間での継続的な調停と選択をするための活動がえられる。様々な行政活動は、この二つの活動の型の間にできる連続体の上に位置づけることができる。」

このように行政国家を理解した著者は、純粋な型でのユートピア的な民主主義の理想の実現は求めない。したがつて、そこに「実現可能な民主主義」（workable democracy）――「行政国家を生み出した諸条件の下での、民主主義の原理の最大限の達成」の構想図が描かれることになる。この理想的な型の実現を「制限する条件」とは、すでに指摘した行政国家の制度的特色とその機能の二側面の現実の関連性であると考えられている――「政策は、人びとを直接に代表する組織からの指令にほんの一部分だけ従つて活動し、専門分化した組織の中の戦略的地位を占める人びとからなる少数者集団によつて作られ、われわれに適用される。」というのがそれである。したがつて、「行政の領域における民主主義の理想の達成は、多数票によりも政策決定者間の相互作用の中に諸々の利害を広汎につつみこんで代表させることにずつと大きく依存している。」「組織のヒエラルキーが強く、（政策・組織・役割分担を作り出す規則の形で記録された）意見の一致が実行に移されている限り、民主主義的統制は政治の経路を通じて垂直に働らかせることができるが、ヒエラルキーが弱く、一致をみた明確な意見が伝えられず、したがつて相互に作用し合う戦略的地位の活動に裁量が許されるかぎりでは、民主主義的統

制はその戦略的中心に影響を与えることを通じてのみ保つことができる。」ということになる。「要するに、〔レッドフォードのいう〕実現可能な民主主義は、指導者〔＝政策決定に参与する者〕の敏感さ(responsiveness)を充分に確保するように、社会の様々な部分から彼らに対して圧力をかけ彼らを監視することに依存している。それは、すべての人びとの利害に対する敏感すぎる程の感覚(supersensitivity)を指導者に強要するひとつの体系を前提とする。その体系は、指導者が政策決定をする際、意見の一致の形成またはそのようなものとなりうる意見を追い求め、その社会で相対立したり補足し合つたりする様々な利害に留意する(to give attention to)ことを強要するものである。」(傍点・筆者。)

以上で明らかになつたように、レッドフォードの主張は、アメリカ行政学の現状分析の成果と著者独自の利害の内容分析を二本の柱にし、その上で決定内容と現実の諸利害の種類・質・強度・量的な内容との対応関係を問題にするという論理構造を持つている。つぎに、この主張が持つ問題点をいくつか指摘してみたい。

著者の民主主義の概念の特色は、"responsiveness"の強調にあるといつてよい。これは、政策決定者が人びとの利害に留意しそれを敏感に感じとつて決定内容の中にもり込むという、決定者の側に主体性がありその決定に拘束される者は決定者に心理的圧力という形で影響を与えるしかないという過程に関して、その決定者が自己に外在する利害・その利害を支持する人びとの加える心理的圧力に対しどの程度敏感に反応を示すかを問題にする概念であるということができる。この過程の本質は、決定者側の裁量・主体性と、その決定に拘束される側の決定に影響を与えようとする努力が決定内容と論理必然的には結びつかないという「あなたまかせ」の性質にある。この本質は、著者が本書のあちこちでしばしば使用している"access"・"attention"などの用語によく現われている。敏感な反応(responsiveness)の確保は外から圧力を加えることによつて達成され、そのために様々な外部の利害を担う人びとが政策決定機構へ接近する(access)ことになる。接近する権利とは聴聞される機会である(the opportunity to be heard—the right to access)。それは、考慮されるべき諸利害とはなにか等の情報を政策決定者の意識にのぼらせる、それに政策決定者の注意を向ける働きをする(bringing to the attention of policy makers information on what the interests to be considered are)。これがまさしく行政の調停的活動といわれるものの本質であり、その活動は「その量が多くかつ組織された利害の擁護に偏よるという平衡を失つた結果をもたらすかも知れないが、一方相対立する利害のそれぞれになんらかの『パンや魚』を与えることによつて調停を行わざるをえない。」のである。著者は所によつては、この敏感な反応という概念を"representativeness"という言葉でも表わしている。例えば、門地・収入等の属性からみてアメリカ合衆国の公務員は議会よりもヨリ representative であるとする際に著者が考えているものは、つぎに論ずる「代表」の概念ではなくむしろ responsiveness の概念である。

レッドフォードの民主主義の概念は、敏感な反応＝行政の調停的

活動のほかに「代表」＝行政の指示された活動の二側面をあわせもつている。ただ、そこでは前者が非常に強調されているというだけである。後者は“overhead democracy”という言葉に含まれている概念であつて、これは組織のヒエラルキーを通じて働く民主主義的統制に対応するが、この民主主義は著者によつて単純すぎるとして消極的にしか評価されていない。前者の概念が政策決定者の主体性と決定に拘束されるものの努力の「あなたまかせ」的な性質をその本質とし、決定者の反応の敏感さを問題にしていたのに対し、「代表」の概念は決定内容と決定過程への働きかけの努力の論理必然的な結びつきに注目し、その結びつきがある場合その決定に「代表性」を認めようというものである。

著者の民主主義の概念がこのような異質の二つの概念の組み合せから成ることを、ここでまず明示しておきたい。

この敏感な反応の側面の重視は、著者の利害の内容分析にその基礎をもつている。すなわち、著者は利害の量は頭数をかぞえること＝多数決をもつてしては公平に扱うことができないと主張して、政策決定機構への利害関係者の接近の結果から生れる様々な利害の間での調停的作用に大きな期待をかけるのである。つまり、著者の民主主義概念の調停的活動に期待する responsiveness の側面は利害の量＝客観的なものとしての必要に関連があり、一方その指示された活動に期待する代表性 (representativeness) の側面は利害のもつ好みの強度＝主観的なものとしての態度・意思・意欲に関連があると整理することができよう。(但し、著者においては、これ程はつきりした形では利害の量の概念が定着していない、いいかえれば両者を混同しかける個所もあるようである。) とすれば、著者の民主主義概念の二側面は、つぎのようにいいかえることができる。

“responsiveness”の側面――決定された政策内容と国家社会一般に存在する客観的なものとしての様々な利害の対応関係を、決定者の意思・決定に拘束されるものの意思にかかわりなく比較検討し、その対応が発見されればその決定された政策はその客観的な利害に対して responsiveness があるということができる。レッドフォードによれば、政策決定者個人の利害関係が決定内容に入りこむこともあれば入りこまないこともあるのだし、政策決定者に接近し圧力を加えるものの利害関係が決定にとり入れられることもあればとり入れられないこともあるのだから、政策決定者・決定に拘束されるもの双方の態度の中に発見される様々な利害に注目する必要は、ここでは第一義的には生じないのではないか。

「代表性」(representativeness) の側面――決定された政策内容が国家社会の構成員のどの部分の人びとの態度の中にある主観的なものとしての利害と対応しているかを検討し、しかもその対応が論理必然的に生れている場合、その決定がその部分の構成員の意思に対して representativeness があるということができる。「論理必然的に」というのは偶然そうなつたというのではなく、その利害を担う人びとが主体的な決定者である、または、その人びとが決定者を自由に更迭しえて決定者の representativeness からの逸脱を随時修正できるという意味である。

このような異なる二つの概念を合せてひとつの民主主義という概念を作ることは、研究者の自由である。しかし、もしそうすることにより分析上の不都合が生ずるとすれば、その概念を放棄してより狭い二概念を個々に独立させるのが得策である。事実、この大きい概念では分析上の不都合が生ずるのである。

まず、より狭い二概念の双方を含ませた大きい民主主義の概念をもつてしては、いわゆる伝統的な西欧型民主主義とマルクス主義的民主主義の区別ができなくなる。両者は普通一般に同じ類に属するとは考えられないで異質なものとされているのであるから、その両者を同じ類に属す程度のみ異なるものとしてしかとらえられないとしたら、これは不都合ではないか。マルクス主義的民主主義は、客観的なものとしての利害の主要なものを「プロレタリアートの利害」と「ブルジョアジーの利害」と考え、現実の社会主義社会においては個々のプロレタリアたる人民が主観的になにを意欲するかにかかわりなく「プロレタリアートの利害」に対応する政策を遂行しようとしている。したがつて、responsiveness の観点からすればそれは一応相当の水準にあると論ずることができるのである。一方、representativeness に関してはそれは当然低い水準にあるといえる。これに対し西欧型民主主義と考えられる日本の政治制度は、ソ連のそれと比べれば representativeness は優れているが、「プロレタリアートの利害」・「ブルジョアジーの利害」を基礎に考えればresponsiveness では優れているとはいえないであろう。西欧型民主主義・マルクス主義的民主主義の区別はこのように狭い方の二概念を分けて考察するからなしうるのであつて、それを区別しない大きい概念では、両者ともいずれか一方の小概念による高水準が他方の低水準を補い、合計としては大きい概念を相当に満足させていることになるので、結局両者は区別されえないことにならざるをえないであろう。レッドフォードがこのような概念を持ち出すことは、いわゆる「アメリカン・デモクラシー」が、その外見はともかくその内実においてマルクス主義的民主主義に近似性を深めてきていることを示すものだと私は考えている。

つぎに、レッドフォードの民主主義概念では、representativeness の確保の意義と responsiveness の確保の意義が並列的に考えられているといつてよい。それは、行政の responsiveness が調停的活動として一定の枠の中で発揮されており、その枠そのものの根本的な変革には政党・大統領・議会の指導者等を含めた広汎な議論の結果、組織の役割分担・規則等の変更がなされなければならないとされているにもかかわらずそうなのである。また、著者は利害の種類・質・強度・量を区別するが、諸々の利害をバラバラなものとしてとらえ、同じ種類の利害の間での体系づけをしていない。この体系づけとは、いくつかの同種の利害の間での目的―手段の関係をもとに、それらをより原則的なものからより具体的なものまで統一性を持たせて認識することである。そうすれば、より原則的レベルの利害に関しての満足とより具体的レベルのそれとでは、その意義に違いがあることは明らかになるのである。著者が政策決定機構への利害関係者の接近をすべて同じように区別しないで扱つていること

や、大統領による行政の監視が選択的である理由を複雑多岐にわたる事項に対処するには大統領個人の注意力ではとうていすべてに配慮することができないからとしていることは、そこにこの利害の体系づけが考えられていない証拠である。私はこの体系づけから出てくる利害の意義の相違を認めるので、一定枠内での活動と枠そのものを変える活動の間にも意義の相違を認め、したがつてrepresentativenessとresponsivenessの間にも意義の違いを見る。そのようなものとしてのこの二者をひとつにくくることは、日本におけるように政党間の基本的な立場に大きな溝があるところでの政治の分析ではやはり不都合といわねばならない。著者がこの両者を並列的に扱うということは、アメリカ合衆国が基本的な政治的立場に関して少なくとも表面上は一枚岩的な社会であることの反映であるかも知れない。

さらに、著者は「実現可能な民主主義」の構想図を描く際、アメリカ行政学の分析成果としての行政国家の現状の特色を民主主義の理想的な実現を制限する条件としてそのまま受け容れ、それがまつたく変えられないものと考えている。すなわち、著者は、投票者→議員・大統領→大統領→省庁局等への経路で考えられた伝統的民主主義の統制は現実の行政の実態に合わない、したがつてあまりにも単純な考え方であるとしているがゆえに、政策決定機構への利害関係者の接近を通しての民主主義を強調するにいたつたのである。しかし、このように現状を所与の条件とし、変えられないものと断定する根拠はどこにあるだろうか――それは本書には示されていないのである。

現在の日本においてもつとも基本的なものとして問題になるのは、政権が自由民主党から例えば社会党に移つた場合の政治の全体的な枠の根本的改変の可能性・困難さの問題である。アメリカ合衆国では、枠の根本的な変更は主として大統領から発案されるという。しかし日本では、多くの根本的政策案が実際は官僚によつて発案されたり立案されるのが現状であり、自由民主党支配の実態は官僚支配であるともいえる。とすれば、社会党がかりに選挙で政権をとつたとしても、はたして政治の全体的な枠の根本的な改変を行いうるのかという疑問が出てくる。これは、アメリカ合衆国の投票者が社会主義化を選択したと仮定した場合にもあてはまるであろう。レッドフォードが現状を所与のものとしてそのまま受け容れてしまつたことは、なぜ伝統的なヒエラルキーにそつた統制が現在行われえていないかの分析を初めから放棄してしまつたことになり、より基本的なrepresentativenessの問題への回答をまつたく不可能にするものである。もしこのような不都合が大きな民主主義の概念を生んだ意識に支えられているとすれば、この意味からもrepresentativenessとresponsivenessの概念は明確に区別し独立させておく必要があるといえるのである。

以上の理由により、私は政治学的分析においては伝統的なrepresentativenessの概念に限つて民主主義の語を用い、responsivenessは別個の概念として考え、その混同をさけるのが得策だと考える。したがつて、レッドフォードが本書において詳しく考察した

responsiveness の問題は、民主主義を補足するものとして位置づけることにより、積極的な評価が与えられるものと考える。

（『法学研究』第四〇巻第四号所収の拙稿「民主的官僚の概念」は、この representativeness の問題点を考察したものである。）

（一九六九年十一月二十日脱稿）（根岸　毅）

阪埜光男著『新株引受権の法理——株主地位の再検討——』

一　序説

本書は、「新株引受権の基礎理論」という主論文を主要内容とするが、これに、附随的論文として「株主の新株引受権と申込証拠金の徴収」、「商法旧二八〇条ノ二第二項と買取引受」および「西ドイツ新株式法における株主保護」の三論文が収められており、さらに、附録として新株引受権関連規定の変遷として、これについてのわが国の各時期の立法を示す規定が掲げられている。ただ、本稿としては、紙数制限の関係上、右の主論文についてのみ簡単な紹介とこれについての批評を述べるにとどめる。

本稿の説明事項の分け方や順序は、大体この主論文の順序にしたがつて、なすこととする。

二　新株引受権についての比較法的考察

著者は、その主要なものとして、ドイツをとり上げ、これについての各時期の立法および判例に関して詳述する。そして、ドイツの立法は、株主の新株引受権の保護のなかつた時代から、それが法定の権利となり、その排除の要件は、次第に厳格となつており、株主の利益の保護強化の方向に向つて動いて来たということができることを明かにしている（六二頁以下）。

スイスにおいては、一九三六年以来ドイツと同じく原則として株主の新株引受権を法定しているが、その排除の要件については、ドイツ法よりも若干緩和している。フランスでも、一九三五年以来株主の新株引受権を法定していることは、同様であるが、新株発行の際の株主の利益保護については、ドイツよりも強力であるとする（三九頁）。

以上のようなヨーロッパ大陸諸国の立法に対し、アメリカでは、コモン・ローの上で株主の新株引受権が固有権として承認されているが　株式会社の経済的構造変革により、株主の新株引受権の排除を促がすようになつた。

このように、アメリカ法と大陸法との差異が生ずるようになつた理由としては、第一には、アメリカにおいては、種々な種類の株式を発行しているために、株主の新株引受権の排除を認めないと、新株発行につき著しい困難が伴うことであり、第二には、アメリカの取締役が株主に対しても受託機関としての地位を有しているから、新株引受権を認めなくても、株主の不利をさけ得ることであり、第